

Title	近世経済史上に於ける企業家の地位 (二) (フッカー及ウェルザーに関する研究)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.6 (1918. 6) ,p.751(47)- 755(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19180600-0047
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180600-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

注意して、其の名價に準せざるが故なり(XV—XVII)。

以上を以て彼れが所論中の斬新なるものは悉く之を論評し盡せり。他の舊套陳腐なるものに就きて云々するは徒に讀者を煩すものなるが故に、之を避く可きも、吾人が本緒言を結ぶの以前に於て一言の要あるは、嚮に此の問題が貴族院に於て討議せられし時、利子が一割なりし際に、土地は二十ヶ年の地代に相當する賣價を有したることを公然主張する者ありしことなり。是實に記録に反し、經驗に反し、條理に反したる不可思議、不可信なる妄斷臆說なり。誰か克く重利を以てせば七ヶ年内に、單利を以てするも十ヶ年内に其の貨幣を倍加し得る際に、吾人の先人が二十ヶ年間之を回收すること能はざる土地に投資するまでに愚昧なりしとを信ずるを得んや。余は或人よりして彼れも亦其の非公式の議論に於て利子の低減が土地の價值を進む可きを自認せるも、而もそが果して貿易を増進す可きや否やを疑へる旨を聞知せり。然も土地と商業との間に於て、有ゆる時、有ゆる國民の間に存する不可離の親和力を疑ふは無用なり。彼れ等は雙生にして過去に於ても將來に於ても相俱に發育し相俱に衰弱す可きなり云々と主張せり(XVII—XIX)。

近世經濟史上に於ける企業家の地位(二)

フッガー及ウエルザーに關する研究

阿部 秀助

三

老ヤコブは十一人の子實にして男子七人の中、ウルリヒ、アンドレアス、ハンス、ペター、ゲオルグの五人は實業界に身を投じ、マルクスと末弟ヤコブとは當時に於ける大家の習慣として身を宗門に歸するに至れり、然かも其後に於けるフッカー家には不幸相次で發生し、即ちハンスとアンドレアスとはヴェニスに於ける各自の實務的修業を了らざるに先ちて此世を去り、又、ペーターはニュルンベルヒに於て白玉樓中の人と化し、(一四七三)更にマルクスは法王廳にありて自家の利益を計りしも之れ亦た千四百七十八年を以て此世を去るに至れり、當時フッガー家の商業はニュルンベルヒ、プレスラウ、ヴェニス、羅馬を中心として其販路四方に及び、ウル

リヒは其本據をアウグスブルグに置いて専ら北部、南部、東部及西部方面を管理し、ゲオルグはニュルンベルグを業務の中心として北西部、北部、北東部方面に活動せり、然かも此場合に於て最も重要なものは南部方面にして即ち法王廳に對する資金の調達の如き或はヴェニスを経てレゾナント(一)方面との貨物取引の如き何れも此方面に最も信頼す可き代理者を有することの極めて必要なるを示すものなりとす、斯くてウルリヒ、及ゲオルグの兄弟は相計りてアイヒステット教區中部ウランケン)のヘルリュデンにある弟ヤコブをして還俗せしめて實業界の人たらしむるに至れり、之れ實に彼れが十四歳即ち千四百七十三年のことなりとす。

註一、以太利語の *Levante* 即ち東洋は普通 *Levante* に解する場合と狹義に解する場合とあり、前者によれば以太利東エウフラテス及ニール流域地方に至る迄而して此間に於て主要なる商業地はコンスタンチノブル、スミルナ、アレキサンドレッツテ、ハレブ、アレキサンドリア等なり、又、狹義に於ては小亞細亞、シリヤ、埃及等の沿岸を稱す。

其後ヴェニスに止まりしヤコブが *Fondaco dei Tedeschi* (二)を中心として果して如何なる實務を習得せしやに至りては元より何等史料の示すものなきも、然かも彼れは其滞在時期の間に於て當時の大商人として最も必要なる以太利語と同國に

於て發達せし一種特別の計算術等を學びしが如し。

註二、*Fondaco* は以太利語にして、亞刺比亞語にては *Fondak* と發音し店、又は棚を意味す、而して *Fondaco dei Tedeschi* は「リアルト」橋に近く大運河に沿たる獨逸商人の集合所たりしものにして其起源は遠く十三世紀に及び、現今此建築物は中央郵便局及税關となれり、而して此方面の參考書としては H. Simonsfeld, *Der Fondaco dei Tedeschi in Venedig und die deutsch-venezianischen Handelsbeziehungen. I Urkunden von 1225-1653 II Darstellung und Dokumentenhang.* あり。

更に彼れを中心としてヴェニスに於けるフッガー家の活動が果して何れの方面にありしや元より確實に知ること能はざるも、或時はアウグスブルクより此地を経て維也納又は羅馬に資金を現送せしことあり、然かも此地に於ける彼れが業務の最も重要な者は商品取引にして金屬品、麻織物、毛皮品、其他食料品等を、北部より齎らすと共に、之れに對して生糸、精巧なる玻璃器、香料、果實、棉花を輸出せしものなりとす、斯くの如くフッガー家の業務が益々發達するにつれて、之れが統一を必要とする結果、千四百九十四年八月十八日を以てウルリヒ、ゲオルグ、ヤコブの間に企業上の契約を見るに至れり、而して當時契約上に現されたる主要なる點は、第一に共同經營は六年間を以て一時期となし、契約者は各自の資産を商業上に

投じ、以上の年度間は投資額に比例する配當を受くること、第二は共同經營は Ulrich Fugger und Gebrüder von Augsburg なる名稱の下に營まるゝこと、第三は契約者の各自は文書に調印する場合の如き或は使用人の任免の如き事項に對しては充分なる責任を有すること、第四は契約者は共同業務以外に於て何等特殊の商行為を營むこと能はざること、第五、契約者は各自の生活上及一般的業務に要する資産は商業上より減却することを得、第六は或場合に於て契約者が提供せる資産の四分一は自己又たは家族に向つて有効に適用する爲め之れを商業上より減却するを得、第七、契約者にして六年後契約を繼續する意志なき場合には即次其企業資本は契約者間に於て之れを分配すること、又、意見の衝突を來たせし場合には多數決を以て之れを定むること、第八は契約者の或者にして六年を経過せざる前に死せし場合には之れが遺産の相續者は尙ほ三年間、之れを商業上に据置き會社其者に不利益を來たさざること、若、相續者にして自己の生活上、或資金を必要する場合には之れを交付すると共に、其額は満期後、資金を分配する場合に引去ること、第九若、六年間に更に第二の契約者が死せし場合には前條の規定を適用す、此場合に於て生存せ

る契約者は其利益を計算して之れを遺産相續者に交付すること、第十は契約者は各自以上の諸點を忠實に嚴守すること、而して以上の契約書は當時に於けるフッガー家の精神を現はせしものにして、爾後フッガー家の事業は著しく從來と其傾向を異にして専ら鑛業投資と政教兩權に對する資金調達の方面に集中するに至れり。(未完)